

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:平成31年 2月 22日

事業所名 たにやま たんぼぼ

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・ 体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		利用児の実態、活動内容に応じて、パーティション等で仕切られた空間や、プレイルームを使用する等している。	
	2 職員の配置数は適切である	△		療育内容や利用児の状況に応じ、個々に合った職員体制を作っている。	児童福祉法に基づき職員を配置しているが、職員数を増やしより良い指導環境を整えたい。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		指導訓練室に段差はない。トイレは踏み台等を置く等し年齢に応じて配慮している。	利用児の年齢や状態に応じて、職員が見守りを行ったり、手を繋いで誘導したりと配慮している。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		朝夕方掃除・安全確認を行っている。異常があった場合は、すぐに学園側に報告し対応している。	
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		職員会議・ミーティング等で、業務改善に向けての話し合いを行っている。	
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	△		面談や送迎時等に保護者が意見を伝えやすい雰囲気づくりに努めている。	
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している		○	自己評価の公表は今回初めてである。今後とも定期的に公表していく。	
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	△			第三者評価の実地できる体制を整え、日々のサービス提供、業務改善へとつなげていく。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		連携している事業所への定期的研修や、外部研修にも積極的に参加している。	外部研修で学んだ事を、職員間で共有し職員の資質向上につなげている。
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		相談支援専門員との情報交換、共有を図り、利用児の状態、保護者の意見等を通し、得られたニーズに沿った支援計画の作成に努めている。	利用児の状態や年齢に応じ、必要な支援・目標を設定し今後を見据えた支援している。
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	△			全ての職員がアセスメントツールを活用し、個々に応じた療育の見直しや支援へとつなげていく。
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		児童発達支援計画検討会議では、児童発達管理責任者を中心として、児童発達支援ガイドラインに示してある項目を確認しながら、利用児にあった支援計画を共有している。	児童発達支援ガイドラインの内容については、不十分な部分を感じることもあるが、職員間で共有しながら理解を深めていく必要がある。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		利用児一人ひとりの支援計画に基づき、職員、ご家族での共通理解を図り、支援を行っていくよう努めている。	
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	○		個別の活動プログラムについては、担当職員を中心とし職員間での話し合いにより、日々チームで行っている。	幼稚園と併設の為、年間計画や月間計画を事業所では作成していない。学園の行事に沿っている。
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		個別の活動プログラムは利用児の状態を把握し、担当職員の判断や話し合い等で臨機応変に対応している。	幼稚園と併設のため学園の行事に沿っている。
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		児童発達支援計画に基づき、利用児の実態に応じて個別療育・小集団療育を組み合わせで行っている。	
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	△		前日と当日朝に利用児についての療育内容、支援や担当職員等の確認を行い、情報の共有理解を図っている。	通所人数、年齢、療育内容等を確認し、教材の準備等を事前に行うよう努める。園行事等に変更がある場合等は、時間の変更など臨機応変に対応している。
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		終了後、利用児の状態や支援内容の確認・報告を職員間で行い、情報の共通理解を図っている。	利用児の状態を職員間で情報共有し、個々にあった教材の選択や活動につなげていく。
	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		支援内容、状態等の記録は徹底して行っている。	日々の記録を詳細に記述する事で、職員が個々の実態を把握し、また支援記録を基に児童発達支援計画検討会議での資料として活用し、適宜、児童発達支援計画の検証、改善のできる体制を継続していく。
20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		モニタリングでは、保護者との面談を通し支援の達成度や満足度等を把握し、支援の方向性の確認を行っている。		

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		主幹指導員等も参加し情報の共有に努めている。	担当者会議への参加依頼があれば参加しているが、電話で連絡を取っている状況も多い。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	△		地域におけるネットワーク会議等できるだけ参加している。	研修や園行事等で参加できない場合がある。調整を行い様々なネットワーク会議等に参加し、関係機関との連携を図っていく。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている				
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		幼稚園内に併設されているので、幼稚園教諭等と常に連携をとれる体制にある。	保育所等にも電話での連絡や訪問、また送迎の際に利用児の様子等を伝え、情報共有と相互理解できるよう努めている。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	△		幼保連絡会への参加や、移行支援シートを活用している。必要に応じて、連絡を取り合うことのできる体制をとっている。	連絡会等に参加し情報提供を行ってはいるが、情報が十分に活用されているか把握しきれない部分がある。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		児童発達支援センターや児童発達支援で実施されている公開療育や研修会等に参加している。また、専門機関に見学に行く等連携を図れるよう努めている。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○			それぞれ通園している保育園や幼稚園で交流はあるが、事業所としての交流や活動は行っていない。通園経験のない利用児が必要に応じて、学園とご家族に相談し園児と交流する機会を設けることもある。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	△			行事等で参加できない事もあるが、今後も協議会や子ども部会等に事業所としての参加ができるように、情報収集を行っていく。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		バス送迎時や事業所へのお迎え、面談、電話等で利用児の状況、課題をお伝えし共通理解を図っている。	
保護者への説明責任等	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	△		利用児の実態、支援ポイント等お伝えしているが、全ての保護者(ご家族)にお伝えできていない。	保護者(ご家族)に対し、ペアレントトレーニングの研修案内などの配布等を行っていく。
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		利用契約時、契約書、重要事項説明書の説明を行っている。また、変更があった場合は文書にてお伝えしている。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		児童発達支援計画をお渡しする際、「児童発達ガイドライン」を必ずお渡ししている。また、児童発達支援計画はガイドライン項目も記載されている。	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		面談時にはご要望や困っている事など無いか確認を行うようにしている。また、電話やメールでの対応も行い保護者が安心して育児(子育て)に取り組めるよう努めている。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	△		保護者同士が交流できる部屋はあるが、利用児の実態などそれぞれ異なる部分もある為、積極的な開催は行われていない。	共働きやご家庭の事情等のより、保護者会を立ち上げる事が難しい状況である。保護者会としてではなく、保護者同士の交流等につなげられるよう、契約時等で説明し周知していきたい。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		相談・苦情受付窓口や担当者を掲示している。それぞれの対応についてはマニュアルを整備し、職員間の共通理解を図りながら対応している。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	△			個別療育が主体のため活動概要等は記載していない。また園行事に沿っているため、事業所としては発信していない現状である。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○		プライバシーの配慮等、職員への周知徹底や、保護者に対しても契約書に記載している。	
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		視覚的アプローチによる支援を行う等、利用児にあった支援を行っている。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	△			事業所としては地域住民との交流はできていないが、園行事に沿っている為地域交流に参加する機会がある。

非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		各種マニュアルを整備し、職員への周知を図っている。	学園の対応に沿っている。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		年に数回、園と避難訓練を行っている。	園外の利用児に対しては、事前に避難訓練を行う旨をお伝えし、利用児の反応等訓練後お伝えするようにする。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		アセスメントの段階で保護者に確認はし	園在籍の利用児又は入園児については、園と情報共有を必ず行っている。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○			保護者からの聞き取りで確認し、職員共有をしているのみで医師の指示書の提出は求めている。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	△		記入用紙は作成し設置してある。また、通所記録用紙にも記入できる欄を設けてある。	実際にヒヤリハットの記入はないが、今後ヒヤリハット事例集を作成し共通理解を図っていきたい。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	△		内部研修を行い周知している。	全職員が研修へ参加できる体制を整える。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	△			職員間での周知徹底は行っているが、現在、身体拘束が必要である利用児がいらない為、児童発達支援計画への記載はない。